

三重県医師国民健康保険組合保険料（令和7年度:令和5年の所得）

※ご指定の口座より先生世帯及び従業員世帯分を一括引き落としさせていただきます。

※保険料は1か月単位となり、翌月引き落としとなります。

（例：4月分保険料は5月の引き落とし）

〈保険料額〉

○1種組合員(医師) 所得割

等級	総所得金額（前々年）	保険料額
1級	100万円迄	3,000 円
2級	400万円迄	7,000 円
3級	700万円迄	12,000 円
4級	1,000万円迄	19,000 円
5級	2,000万円迄	30,000 円
6級	3,000万円迄	38,000 円
7級	4,000万円迄	41,500 円
8級	5,000万円迄	46,000 円
9級	5,000万円を超えるもの	48,000 円

○1種組合員(医師) 平等割 8,000円

○1・3種組合員(医師)の家族1人につき 9,000 円

○2・4種組合員(従業員)1人につき 11,500 円

○2・4種組合員(従業員)の家族1人につき 6,000 円

●後期高齢者支援金等賦課額(75歳未満全員)

75歳未満の1種組合員、1・3種家族、2・4種組合員 5,500 円

75歳未満の2・4種家族 5,000 円

●介護保険料（40歳以上65歳未満） 6,000 円

○後期高齢者組合員分賦課額
(75歳以上－3種組合員他) 3,000 円

〈保険料額計算方法〉

$$1種組合員(医師) = \boxed{\text{所得割}} + \boxed{\text{平等割 } 8,000円} + \boxed{\text{後期高齢者支援金 } 5,500円} + \boxed{\begin{array}{l} 40歳\sim 64歳の方(介護保険料) \\ 6,000円 \end{array}}$$

※年齢による該当者のみ

$$1・3種家族(医師の家族) = \boxed{9,000円} + \boxed{\text{後期高齢者支援金 } 5,500円} + \boxed{\begin{array}{l} 40歳\sim 64歳の方(介護保険料) \\ 6,000円 \end{array}}$$

※年齢による該当者のみ

$$2・4種組合(従業員) = \boxed{11,500円} + \boxed{\text{後期高齢者支援金 } 5,500円} + \boxed{\begin{array}{l} 40歳\sim 64歳の方(介護保険料) \\ 6,000円 \end{array}}$$

※年齢による該当者のみ

$$2・4種家族(従業員の家族) = \boxed{6,000円} + \boxed{\text{後期高齢者支援金 } 5,000円} + \boxed{\begin{array}{l} 40歳\sim 64歳の方(介護保険料) \\ 6,000円 \end{array}}$$

※年齢による該当者のみ

$$3種組合員(75歳以上の医師) = \boxed{3,000円}$$